

かじき等流し網漁業の許可等の取扱方針（県外者）

平成 30 年 5 月 16 日制定

（趣旨）

第 1 岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 4 号に規定するかじき等流し網漁業（以下「本漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）、規則及びこの方針によるものとする。

（適用範囲）

第 2 この方針は、岩手県外に住所地を有する者に適用する。

（制限措置の内容）

第 3 法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び規則第 11 条第 1 項各号に規定する制限措置の内容は、別表 1 のとおりとする。

（許可の基準）

第 4 法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 5 項（規則第 11 条第 5 項）に定める許可の基準は、別表 2 のとおりとする。

（条件）

第 5 法第 58 条において読み替えて準用する法第 44 条第 1 項（規則第 13 条第 1 項）に規定する条件は別表 3 のとおりとする。

（許可の有効期間）

第 6 法第 58 条において読み替えて準用する法第 46 条第 1 項（規則第 15 条第 1 項）に規定する許可の有効期間は、1 年とする。ただし、各許可の有効期間を同一の期日に終了するように、海区漁業調整委員会の意見を聴いて有効期間を短縮するものとする。

（資源管理の状況等の報告）

第 7 法第 58 条において読み替えて準用する法第 52 条第 1 項（規則第 21 条第 1 項）に規定する資源管理の状況等の報告は、毎年、第 3 の制限措置に定める当該漁業の漁業時期の終了後 30 日以内に知事に行うものとする。

2 前項の報告書は、第 9 第 1 項の例により提出するものとする。

(起業の認可の有効期間)

第8 法第58条において読み替えて準用する同法第39条第2項(規則第7条第2項)に規定する起業の認可の有効期間は、起業の認可の日から6か月(起業の認可の有効期間が許可の有効期間を超える場合は、許可の有効期間の満了日まで)とする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認め、期間を延長したときは、その延長した期間を加算した期間とする。

(許可等の申請等)

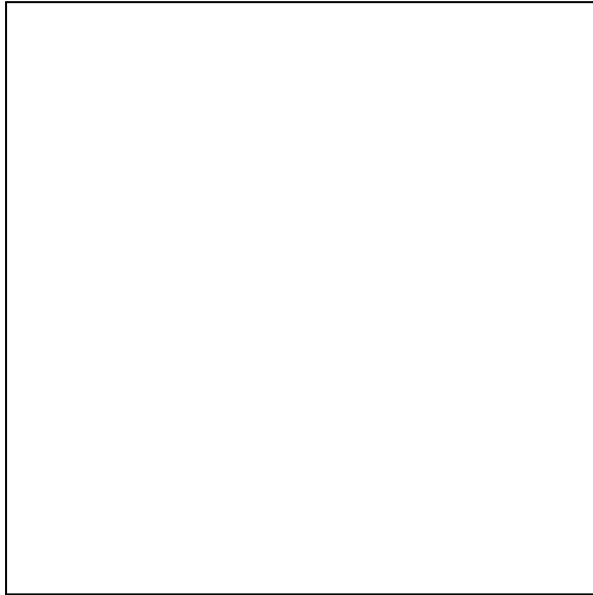
第9 許可等を申請しようとする者は、その住所地を所管する都道府県知事の意見書を添えて別に定める書類を知事に提出するものとする。

2 法第58条において読み替えて準用する法第47条(規則第16条)の規定による許可の変更の許可を申請しようとする者、法第58条において読み替えて準用する法第48条(規則第17条)の規定による相続又は法人の合併若しくは分割の届出、法第58条において読み替えて準用する法第49条第2項(規則第18条第2項)の規定による廃止等の届出及び、法第58条において読み替えて準用する法第50条(規則第19条第1項)の規定による休業又は規則第19条第2項の規定による就業の届出をしようとする者並びに法第58条において読み替えて準用する法第56条第2項の規定による許可証の書換え交付(規則第27条)及び許可証の再交付(規則第28条)を申請しようとする者は、別に定める書類を前項の例により提出するものとする。

附 則

- 1 この方針は、平成30年5月16日から施行する。
- 2 平成31年2月25日一部改正。
- 3 令和4年1月19日一部改正。

様式第1号



80

80

備考1 標識は、黄色の布地とする。

2 数字は、センチメートルとする。

別表 1

漁業種類		漁具の 種類そ の他の 漁業の 方法	操業 区域	漁業 時期	推進 機関 の馬 力数	船舶の 総トン 数	漁業者 の資格	許可又は 起業の認 可をすべ き船舶等 の数
水産動 植物の 種類								
かじき 等流し 網漁業	まぐろ、 かじき、 かつお、 さめ	流し網	岩手 県沖 合海 面	5月1 日から 8月31 日まで	制限 なし	10トン 未満	岩手県 外に住 所を有 する者	—

別表 2

優先順位	基準
第 1 位	本県知事が許可する本漁業の許可を受有する者又は本県以外の知事が許可する本漁業と同種漁業の許可を受有する者のうち、当該漁業の許可の有効期間内に当該許可による水揚実績がある者
第 2 位	第 1 位の基準を満たす者の従事者として、1 年（漁業時期）を通して操業経験がある者
第 3 位	本県知事が許可する本漁業の許可を受有する者又は本県以外の知事が許可する本漁業と同種漁業の許可を受有する者のうち、第 1 位に該当しない者
第 4 位	第 1 ～ 3 位に該当しない者
備考	<ul style="list-style-type: none">・ 第 1 位に該当する者が許可枠を超えた場合は、本県への水揚実績の多い順とし、同位の場合は生年月日の若い順、更に同位の場合にはくじ引きとする。・ 第 2 ～ 4 位に該当する者が複数の場合は、同位の中で生年月日の若い順。更に同順位の場合は、くじ引きとする。・ 第 1 位及び第 3 位の「許可を受有する者」とは、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を公示した日に許可を受有する者とする。・ 第 1 位及び第 3 位の同種漁業とは、水産動植物の種類並びに漁具の種類及び漁業の方法が同じ漁業のこととする。

別表 3

漁業 種類	条件
かじ き等 流し 網漁 業	<p>(1) 東経 142 度 59 分 47 秒の線以東を除く岩手県沖合海面においては、操業してはならない。</p> <p>(2) 海中における流し網の長さの合計は 6 キロメートルを超えないようにしなければならない。</p> <p>(3) 流し網の網目の長さ 15 センチメートル以下のもの及び 2 枚以上の網地を重ね合わせた網を使用してはならない。</p> <p>(4) 敷設した流し網に係る次の①及び②に掲げる浮標に、それぞれ①及び②に定めるものを水面上 1.5 メートル（様式第 1 号による標識については、浮標の表面から 2 メートル）以上の高さに掲げなければならない。</p> <p>ア 両端部の浮標 昼間にあつては、様式第 1 号による標識及びレーダー反射板（金属製のものに限る。以下同じ。）、夜間にあつては白色の灯火（夜間において、視界が良好な場合に少なくとも 2 海里離れた所から視認されるものに限る。以下同じ。）及びレーダー反射板。</p> <p>イ 中間部のおおむね 3 キロメートルごとの浮標昼間にあつては様式第 1 号による標識、夜間にあつては白色の灯火。</p> <p>(5) 投網後揚網するまでの間は、海難防止等のため特に緊急かつやむを得ない場合を除いては、網の敷設場所を離れてはならない。</p> <p>(6) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。</p>